

北海道告示第 10371 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和 5 年 3 月 10 日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付す事項

- (1) 契約の目的の名称及び数量  
資格試験等業務処理システムクラウドサービス提供業務 一式
- (2) 契約の目的の仕様等  
仕様書による。
- (3) 契約期間等  
ア 契約期間 契約締結の日から令和 10 年 3 月 31 日まで  
なお、この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。  
イ 準備期間 契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで。  
ウ サービス提供期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで。
- (4) 履行場所  
資格試験等業務処理システムクラウドサービス提供業務仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令和 4 年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、情報システムの開発の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと
- (3) 暴力団関係事業者であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 資格審査申請書を提出する日の直前 2 年間に、国又は地方公共団体と同種同規模の契約に基づく業務を履行した者であること。  
なお、同種同規模の契約とは、年間約 3,000 件のサンプルデータの管理、電算処理、帳票の発行等を一連で行うシステムの稼働管理・保守、各帳票の印刷・納品を行うもの及び、統計処理業務について、年間約 320,000 件の JCL・データ等の受取り、バッチ処理の実行等のシステムの稼働管理・保守、各帳票等の印刷・納品を行うもので同一自治体との契約。
- (5) プライバシーマーク制度に基づき、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下「JIPDEC」という。）又は JIPDEC が指定した審査機関からプライバシーマーク使用許諾を受けていること。
- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に基づき、JIPDEC が認定した認証機関から情報セキュリティマネジメントシステム認証（ISO/IEC 27001）を取得していること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2 の(4)から(6)に掲げる契約の履行経験等の資格要件にあっては、当該組合の組合員（組合が指定する組合員）が契約を締結し履行した経験等を含めることができる。

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定に

よる制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(6)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和5年3月10日から同月20日まで（日曜日、土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道総合政策部次世代社会戦略局情報政策課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

北海道総合政策部次世代社会戦略局情報政策課

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道庁別館西棟 3階1号会議室

(2) 入札日時 令和5年3月27日（月）11時00分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

7 入札保証金

免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認められるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることができる。

8 契約保証金

免除する。ただし、契約を締結する者が経緯約を履行しないこととなるおそれがあるとみとめられるときは、契約報奨金又はこれに変える担保の納付を求めることができる。

9 郵便等による入札の可否

認めない。

10 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

12 契約書作成の要否

要

13 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

地方自治法施行令第167条の10第1項の規定による低入札価格調査の基準価格を設定していない。

(3) 最低制限価格

地方自治法施行令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設定していない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道総合政策部次世代社会戦略局情報政策課  
イ 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎 5階  
ウ 電話番号 011-204-5980

(6) 前金払い

前金払はしない。

(7) 概算払い

概算払はしない。

(8) 部分払い

部分払はしない。

(9) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(10) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(12) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払い請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(13) その他

この告示のほか、競争入札心得その他関係法令を承知すること。